

生物多様性の保全及び利用に関する法律

[法律第 11257 号、2012.2.1.、制定]

第 1 章 総則

第 1 条(目的)

本法は、生物多様性の総合的・体系的な保全と、生物資源の持続可能な利用を図り、「生物の多様性に関する条約」の履行に関する事項を定めることにより国民生活を向上させ、国際協力を増進することを目的とする。

第 2 条(定義)

本法で使用する用語の意味は次の通りである。

1. 「生物多様性」とは、陸上生態系及び水生生態系と、これらの複合生態系を含む全ての起源から発生した生物体の多様性のことを言い、種内・種間及び生態系の多様性を含む。
2. 「生態系」とは、植物・動物及び微生物の群集と、無生物環境が機能的な単位で相互作用する力動的な複合体をいう。
3. 「生物資源」とは、人間にとって価値があり、実際の又は潜在的な用途がある遺伝資源、生物体、生物体の一部分、個体群又は生物の構成要素をいう。
4. 「遺伝資源」とは、遺伝の機能的な単位を含む植物・動物・微生物又はその他の遺伝的な起源となる遺伝物質のうち、実質的又は潜在的な価値を持つ物質をいう。
5. 「持続可能な利用」とは、現在の世代と未来の世代が同等な機会を持って生物資源を利用し、その恩恵を享受できるよう、生物多様性の減少を誘発

原文タイトル： 생물다양성 보전 및 이용에 관한 법률

原文リンク：

<http://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%83%9D%EB%AC%BC%EB%8B%A4%EC%96%91%EC%84%B1%20%EB%B3%B4%EC%A0%84%20%EB%B0%8F%20%EC%9D%B4%EC%9A%A9%EC%97%90%20%EA%B4%80%ED%95%9C%20%EB%B2%95%EB%A5%A0>

(最終アクセス日：平成 27 年 7 月 28 日)

しない方式と速度で生物多様性の構成要素を利用することをいう。

6. 「伝統的知識」とは、生物多様性の保全及び生物資源の持続可能な利用に適合した、伝統的な生活様式を維持してきた個人又は地域社会の知識、技術及び慣行などをいう。
7. 「外来生物」とは、外国から人為的又は自然的に流入し、その本来の原産地又は生息地から離れて存在している生物をいう。
8. 「生態系攪乱生物」とは、次の各目のいずれかに該当する生物であつて、第 23 条による危害性評価の結果、生態系などに及ぼす危害が大きいと判断され環境部長官が指定・告示するものをいう。
 - イ) 外来生物のうち、生態系の均衡を乱し又は乱すおそれがある生物
 - ロ) 外来生物に該当しない生物のうち特定地域で生態系の均衡を乱し又は乱すおそれがある生物
 - ハ) 遺伝子の変形により生産された遺伝子変形生物体中、生態系の均衡を乱し又は乱すおそれがある生物
9. 「外国人」とは、次の各目のいずれかに該当する者をいう。
 - イ) 大韓民国国籍を有していない者
 - ロ) 外国の法律により設立された法人(外国に本店又は主たる事務所を有する法人として大韓民国の法律により設立された法人を含む)

第 3 条(基本原則)

生物多様性の保全及び生物資源の持続可能な利用のため、次の各号の基本原則を遵守しなければならない。

1. 生物多様性は全国民の資産として現在の世代と未来の世代のために保全されなければならない。
2. 生物資源は持続可能な利用のため体系的に保護され管理されなければ

ならない。

3. 国土の開発と利用は、生物多様性の保全及び生物資源の持続可能な利用と調和されなければならない。
4. 山・河川・湖沼・沿岸・海洋へと続く生態系の連携性と均衡は、体系的に保全されなければならない。
5. 生物多様性の保全及び生物資源の持続可能な利用についての国際協力は増進されなければならない。

第4条(国と地方自治体の責務)

- ① 国と地方自治体は、第3条の基本原則に基づく措置を積極的に制定し施行する責務を負う。
- ② 国と地方自治体は、各種計画の策定と事業の執行過程で、その計画と事業が第3条の基本原則及び第7条の国家生物多様性戦略に合致するよう努めなければならない。

第5条(国民の責務)

- ① 全ての国民は、生物多様性の保全及び持続可能な利用のため、国と地方自治体が策定・施行する事業が円滑に推進されるよう積極的に協力しなければならない。
- ② 全ての国民は、生物多様性の重要性を認識し、生物多様性に配慮した商品及びサービスを選択することにより、生物多様性に及ぼす悪影響を軽減し、生物資源の持続可能な利用に努めなければならない。

第6条(他の法律との関係)

- ① 生物多様性の保全及び生物資源の利用に関して他の法律に特別な規

定がある場合を除いては、本法で定めるところによる。

- ② 生物多様性の保全及び生物資源の利用に関して他の法律を制定又は改定する場合は、本法の目的と基本原則に合致するようにしなければならない。

第 2 章 国家生物多様性戦略

第 7 条(国家生物多様性戦略の策定)

- ① 政府は、国の生物多様性の保全とその構成要素の持続可能な利用のための戦略(以下「国家生物多様性戦略」という)を 5 年ごとに策定しなければならない。
- ② 国家生物多様性戦略には、次の各号の事項が含まれなければならない。
 - 1.生物多様性の現況・目標及び基本方向
 - 2.生物多様性及びその構成要素の保全及び管理
 - 3.生物多様性の構成要素の持続可能な利用
 - 4.生物多様性に対する脅威への対処
 - 5.生物多様性に関する研究・技術開発、教育・広報及び国際協力
 - 6.その他生物多様性の保全及び利用に必要な事項
- ③ 関係中央行政機関の長は、国家生物多様性戦略の円滑な策定のために、第 2 項各号の事項について所管分野別に推進戦略を策定し、環境部長官に通知しなければならない。
- ④ 国家生物多様性戦略は環境部長官が第 3 項による所管別推進戦略を総

括して作成し、国務会議の審議を経て確定する。この場合環境部長官は、国家生物多様性戦略の円滑な策定のために必要と認めるときは、国務会議の審議前に関係専門家の意見聴取及び関係中央行政機関の長と協議することができる。

- ⑤ 環境部長官は、第4項により確定した国家生物多様性戦略を公告しなければならない。
- ⑥ 国家生物多様性戦略を変更しようとする場合は、第3項から第5項までの規定を準用する。ただし、大統領令で定める軽微な事項を変更する場合は、その限りではない。
- ⑦ その他国家生物多様性戦略の策定などに必要な事項は大統領令で定める。

第8条(国家生物多様性戦略行動計画の策定・施行)

- ① 関係中央行政機関の長は、国家生物多様性戦略により毎年所管分野の国家生物多様性戦略行動計画(以下「行動計画」という)を策定・施行しなければならない。
- ② 関係中央行政機関の長は、前年度の行動計画の推進実績及び該当年度の行動計画を大統領令で定めるところにより環境部長官に通知しなければならない。
- ③ 行動計画の策定及び推進などに必要な事項は大統領令で定める。

第3章 生物多様性及び生物資源の保全

第9条(生物多様性調査など)

- ① 政府は、生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用のため生物多様性現況を調査することができる。
- ② 政府は、朝鮮半島とその付属島嶼の生物多様性を保全するため、軍事分界線の北側の地域の住民と共同で生物多様性に関する研究や生物種の調査を実施するなど、朝鮮半島とその付属島嶼の生態系と固有生物種を保護するための政策を推進することができる。

第 10 条(国家生物種目録の構築)

- ① 環境部長官は、国内に生息する生物種の学名、国内の分布現況などを含む国家生物種目録を作成しなければならない。
- ② 環境部長官は、関係中央行政機関の長に第 1 項による国家生物種目録の構築に必要な資料の提出を要請することができる。この場合、関係中央行政機関の長は、特別な事由がない限り、要請された資料を提出しなければならない。
- ③ 第 1 項による国家生物種目録の構築対象・項目及び方法などに関する事項は、大統領令で定める。

第 11 条(生物資源の国外への搬出)

- ① 環境部長官は、生物多様性の保全のため、保護する価値が高い生物資源であって、大統領令で定める基準に該当する生物資源を関係中央行政機関の長と協議し、国外搬出承認対象の生物資源として指定・告示することができる。
- ② 何人も第 1 項により指定・告示された生物資源(以下「搬出承認対象の生物資源」という)を国外に搬出しようとするときは、環境部令で定めるところにより環境部長官の承認を受けなければならない。ただし、「農水産生命資源の保存・管理及び利用に関する法律」第 18 条第 1 項による国外搬出承認を受けた場合は、その限りではない。

③ 環境部長官は、搬出承認対象の生物資源が次の各号のいずれかに該当する場合は、国外搬出を承認しなくてもよい。

1. 極めて限定的に生息する場合
2. 国外へ搬出される場合国益に大きな損害を与える恐れがある場合
3. 経済的価値が高い、形態的・遺伝的な特徴を持つ場合
4. 国外に搬出される場合、その種の生存に脅威を与える恐れがある場合

第 12 条(生物資源の国外搬出承認の取り消しなど)

① 環境部長官は、第 11 条第 2 項により搬出承認対象の生物資源の国外搬出承認を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、環境部令で定めるところによりその承認を取り消すことができる。ただし、第 1 号に該当する場合は、その承認を取り消さなければならない。

1. 虚偽やその他の不正な方法で承認を受けた場合
2. 生物資源の承認を受けた用途以外で使用した場合

② 環境部長官は、第 1 項により承認が取り消された搬出承認対象の生物資源が既に搬出された場合は、その承認が取り消された者に、該当する生物資源の返還を命令するなど必要な措置をとることができる。

③ 環境部長官は、第 2 項により生物資源の返還命令などを受けた者がその命令などを履行しないときは、「行政代執行法」で定めるところにより代執行することができる。

第 13 条(外国人などの生物資源獲得の届出)

① 外国人、外国の機関、及び国際機関など(以下「外国人など」という)、又は外国人などと生物多様性に関連する契約を締結した者が、研究又は商業的な利用のために環境部長官が指定・告示する生物資源を獲得しよ

うとする場合は、環境部長官に届け出なければならない。

- ② 第 1 項による届出の手続き・方法及びその他必要な事項は環境部令で定める。

第 14 条(生物多様性の減少などに対する緊急措置)

- ① 環境部長官、関係中央行政機関の長及び特別市長・広域市長・道知事・特別自治道知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、緊急復旧、救助・治療、工事の中止など、生物多様性の急激な減少を避け又は最小化できる措置をとることができる。ただし、関係中央行政機関の長は、該当措置の内訳を環境部長官に遅滞なく通知しなければならない。特別市長・広域市長・道知事・特別自治道知事(以下「市・道知事」という)は、施行した措置について環境部長官の承認を受けなければならない。
 - 1. 自然災害など、国家的又は地域的な生物多様性に深刻な影響を及ぼす事態が発生した場合
 - 2. 生物多様性が深刻に減少し又は消失する危険に陥った場合
 - 3. 開発事業などの実施により、野生生物の繁殖地や生息地が大規模に毀損される危険に瀕した場合
- ② 環境部長官、関係中央行政機関の長及び市長・道知事は、第 1 項による措置により直接的な経済的損失を負った者にその損失に相当する費用を補償できる。
- ③ 第 1 項及び第 2 項による措置の詳細な内容及び方法などその他必要な事項は大統領令で定める。

第 15 条(生態系保全及び復元の支援など)

- ① 国と地方自治体は、生態系の均衡が破壊されないよう、生態系の保全、毀損された生態系の復元、又は生態系が提供するサービスの回復のた

めに必要な施策を策定しなければならない。

- ② 国と地方自治体は、生態系の保全及び復元に参加する住民・団体などに対し支援することができる。

第 16 条(生物多様性管理契約)

- ① 環境部長官は、海洋を除く次の各号の地域を保全するために、土地の所有者・占有者、又は管理人と、耕作方式の変更、化学物質の使用削減、湿地の造成、その他土地の管理方法などを内容とする契約(以下「生物多様性管理契約」という)を締結し、又は関係中央行政機関の長又は地方自治体の長に生物多様性管理契約の締結を勧告することができる。
 - 1.絶滅が危惧される野生生物の保護のために必要な地域
 - 2.生物多様性の増進が必要な地域
 - 3.生物多様性が独特又は優れた地域
- ② 環境部長官、関係中央行政機関の長又は地方自治体の長が生物多様性管理契約を締結する場合は、大統領令で定める基準により、その契約の履行により該当する土地からの収益が減少した者に、予算の範囲内で実費補償をしなければならない。
- ③ 生物多様性管理契約を締結した当事者が、その契約内容を履行せず、又は契約を解止しようとする場合は、相手側に 3 ヶ月前にこれを通知しなければならない。
- ④ 生物多様性管理契約の締結など、その他必要な事項は大統領令で定める。

第 4 章 国家生物多様性センターなど

第 17 条(国家生物多様性センターの運営など)

- ① 関係中央行政機関の長は、所管分野の生物多様性及び生物資源についての次の各号の業務を遂行する生物多様性センターを運営することができる。
 - 1.生物多様性及び生物資源についての情報の収集・管理
 - 2.生物資源の寄託、登録、評価、分譲など、活用に関する現況管理
 - 3.生物資源の目録作成
 - 4.外来生物種の輸出入現況管理
 - 5.生物資源の輸出入及び搬出・搬入現況管理
 - 6.生物資源の関連機関との協力体系の構築
 - 7.その他生物多様性の保全などのために必要な事項として大統領令で定めるもの
- ② 環境部長官は、生物多様性の体系的な保全・管理及び生物資源の持続可能な利用のため、次の各号の業務を遂行する国家生物多様性センターを運営しなければならない。
 - 1.第 1 項による生物多様性センター間の情報の共有及び情報共有体系の統合管理
 - 2.第 1 項各号の業務についての総括・管理
 - 3.第 18 条による国家生物多様性情報共有体系の構築・運営
 - 4.国内・外の生物資源関連機関及び国際機関などとの協力体系の構築
- ③ 環境部長官は、関係中央行政機関の長に第 2 項による国家生物多様性センターの効率的な運営及び統合的な情報管理のために必要な資料などの提出を要請することができる。この場合、関係中央行政機関の長は、特別な事由がない限り、要請された資料などを提出しなければならない。
- ④ 環境部長官は、第 3 項により提出された関連情報などを、関係中央行政

機関の長と互いに共有しなければならない。

- ⑤ 第1項による生物多様性センター及び第2項による国家生物多様性センターの運営などに必要な事項は大統領令で定める。

第18条(国家生物多様性情報共有体系の構築・運営など)

- ① 環境部長官は、「生物の多様性に関する条約」の国内での実施と国家生物多様性情報の総合的な管理のため、国家生物多様性情報共有体系を構築・運営しなければならない。この場合「生命研究資源の確保・管理及び活用に関する法律」第11条により国家生命研究資源情報センターが指定された場合は、その国家生命研究資源情報センターと連携して管理しなければならない。
- ② 環境部長官は、関係中央行政機関の長に国家生物多様性情報共有体系の構築・運営に必要な資料の提出及び所管分野の情報システムとの連携を要請することができる。この場合、関係中央行政機関の長は、特別な事由がない限り、要請に従わなければならない。

第19条(生物資源に対する利益の配分)

- ① 生物資源の研究・開発の成果、及びその商業的な利用などにより発生する利益は、生物資源の提供者と利用者との間で公正かつ衡平に配分されなければならない。
- ② 政府は、生物資源から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を保障するために、生物資源の提供者と利用者が互いに契約を締結する際に協議しなければならない必須の契約事項及びこれを反映した標準契約書の提供など、必要な施策を推進することができる。
- ③ 第1項及び第2項による生物資源の利益配分に必要な事項は、別途法律で定める。

第 20 条(伝統的知識の保護など)

政府は、伝統的知識の保全及び利用を促進するため、次の各号の施策を推進しなければならない。

- 1.個人と地域社会の伝統的知識の発掘・研究及び保護
- 2.伝統的知識の情報収集及び管理システムの構築
- 3.伝統的知識の活用のための基盤の構築

第 5 章 外来生物及び生態系攪乱生物の管理

第 21 条(外来生物管理計画の策定)

- ① 環境部長官は、外来生物(「海洋生態系の保全及び管理に関する法律」第 2 条第 8 号による海洋生物であって、海洋にのみ生息する生物は除く。以下、この章において同じ)管理のための基本計画(以下、この章において「外来生物管理計画」という)を 5 年ごとに策定しなければならない。
- ② 外来生物管理計画には、次の各号の事項が含まなければならない。
 - 1.外来生物管理の基本目標及び推進方向
 - 2.外来生物などによる被害の実態及び管理現況
 - 3.外来生物などの生態系攪乱生物指定現況及び指定計画
 - 4.生態系攪乱生物に指定された外来生物などの除去・防除などの管理計画
 - 5.外来生物管理に必要な調査・研究推進計画

6.外来生物の管理のための人材の供給及び育成計画

7.その他外来生物の管理のために必要な事項

- ③ 環境部長官は、外来生物管理計画を策定するときは、関係中央行政機関の長と予め協議しなければならない。策定された外来生物管理計画を関係中央行政機関の長及び市長・道知事に通知しなければならない。策定された外来生物管理計画のうち環境部令で定める重要な事項を変更するときも同様である。
- ④ 環境部長官は、外来生物管理計画の策定又は変更のため、関係中央行政機関の長及び市長・道知事に必要な資料の提出を要請することができる。
- ⑤ 市長・道知事は、外来生物管理計画に従って、外来生物の管理のための行動計画を毎年策定・施行しなければならない。

第 22 条(危害憂慮種の輸入・搬入の承認)

- ① 国内に流入する場合、生態系などに危害を及ぼす恐れがあり、環境部長官が指定・告示する生物種(生きているもので、個体の一部・卵・種子などを含み、以下「危害憂慮種」という)を輸入又は搬入しようとする者は、環境部令で定めるところにより環境部長官の承認を受けなければならない。ただし、「海洋生態系の保全及び管理に関する法律」第 23 条第 2 項による許可又は「遺伝子変形生物体の国家間の移動などに関する法律」第 8 条第 1 項による承認を受けた場合は、その限りではない。
- ② 第 1 項により承認を申請する者は、環境部令で定める専門機関が実施する、生態系などに及ぼす危害性に対する審査(以下「生態系危害性審査」という)を受けなければならない。
- ③ 環境部長官は、生態系危害性審査の結果と、該当する危害憂慮種が生態系などに及ぼす被害の程度を考慮し、承認の認否を決定しなければならない。

- ④ 生態系危害性審査の基準及び手続き、添付書類、その他必要な事項は環境部令で定める。

第 23 条(生態系攪乱生物の指定・告示)

- ① 環境部長官は、外来生物などについて、生態系などに及ぼす危害性を評価することができる。
- ② 環境部長官は、第 1 項による危害性評価の結果により生態系などに及ぼす危害が大きい外来生物などを、関係中央行政機関の長と協議し、生態系攪乱生物として指定・告示しなければならない。
- ③ 第 1 項による危害性評価の基準及び方法、第 2 項による生態系攪乱生物の指定手続き、その他必要な事項は環境部令で定める。

第 24 条(生態系攪乱生物の管理)

- ① 何人も生態系攪乱生物を輸入・搬入・飼育・栽培・放し飼い・移植・譲渡・譲受・保管・運搬又は流通(以下「輸入など」という)してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、環境部長官の許可を受けた場合は、その限りではなく、生態系攪乱生物のうち「遺伝子変形生物体の国家間の移動などに関する法律」第 2 条第 1 号による遺伝子変形生物体の輸入については、その法で定めるところによる。
 - 1. 学術研究目的の場合
 - 2. その他教育用、展示用、食用など環境部令で定める場合
- ② 環境部長官は、第 1 項ただし書きによる許可申請を受けたときは、生きている生物であって自然環境に露出する恐れがないと認められる場合に限り、環境部令で定めるところにより輸入などを許可することができる。
- ③ 環境部長官は、生態系攪乱生物の管理のために必要な場合は、関係中央行政機関の長又は地方自治体の長に、生物多様性及び生態系保全

のための防除など必要な措置をとるよう要請でき、関係中央行政機関の長又は地方自治体の長は、特別な事由がない限り、要請に従わなければならない。この場合、「水道法」第7条第3項による上水源保護区域での行為制限にもかかわらず、生態系攪乱生物を捕獲・採取させることができ、避けられないときは他の野生生物と共に捕獲・採取させることができる。

- ④ 環境部長官は、生態系攪乱生物が生態系などに及ぼす影響を継続的に調査・評価し、生態系攪乱生物による生態系などへの危害を減らすために必要な措置をとらなければならない。

第25条(生態系攪乱生物の輸入などの許可の取り消しなど)

- ① 環境部長官は、第24条第1項ただし書きにより生態系攪乱生物についての輸入などの許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、環境部令で定めるところによりその許可を取り消すことができる。ただし、第1号に該当する場合は、その許可を取り消さなければならない。
 - 1.虚偽やその他の不正な方法で許可を受けた場合
 - 2.自然環境に生態系攪乱生物を放し又は植栽した場合
 - 3.生態系攪乱生物を自然環境に露出させた場合
- ② 環境部長官は、第1項により許可が取り消された生態系攪乱生物が既に自然環境に露出された場合は、その許可が取り消された者に、該当生物の捕獲・採取を命令するなど必要な措置をとることができる。
- ③ 環境部長官は、第2項により生態系攪乱生物の捕獲・採取命令などを受けた者がその命令などを遵守しないときは、「行政代執行法」で定めるところにより代執行することができる。

第6章 研究及び技術開発など

第26条(生物多様性などの研究及び支援)

- ① 国と地方自治体は、生物多様性の保全及び生物資源の持続可能な利用のため、次の各号に関する研究を推進しなければならない。
- 1.生物多様性に影響を及ぼす要因
 - 2.生物多様性及び生態系の価値に対する評価
 - 3.生物多様性の保全の保全のための戦略及び技術の評価
 - 4.その他生物多様性の保全及び生物資源の持続可能な利用方策
- ② 国と地方自治体は、生物多様性の保全及び生物資源の持続可能な利用を促進するために、次の各号の施策を策定・推進しなければならない。
- 1.外国・国際機構などとの技術協力・情報交換・共同研究又は共同調査などの推進及び支援
 - 2.生物多様性及び生物資源に関連する研究又は調査を遂行する機関又は団体などの育成・支援
 - 3.学界・研究機関との共同研究及び関連する学術活動の支援

第27条(技術開発)

国と地方自治体は、次の各号の技術開発を促進するための事業を推進しなければならない。

- 1.絶滅危惧種の増殖・復元技術など生物多様性の保全のための技術
- 2.生物多様性に対する脅威要因の管理技術
- 3.生物資源の持続可能な利用に関する技術
- 4.毀損された生態系及び生息地の復元技術

5.生態系攪乱生物の除去及び防除技術

第 28 条(専門人材の養成)

- ① 国と地方自治体は、生物多様性の保全及び生物資源の持続可能な利用の促進に必要な専門人材を体系的に養成するため、次の各号の施策を策定・推進しなければならない。
 - 1.生物多様性関連分野の専門人材養成事業の支援
 - 2.特性化大学院課程など教育プログラムの設置及び普及の支援
- ② 国と地方自治体は、第 1 項による専門人材の養成のため、「高等教育法」第 2 条による大学、研究所又は団体、その他必要と認められる機関を専門人材養成機関に指定して必要な教育訓練を行わせることができる。
- ③ 国と地方自治体は、第 2 項により指定された専門人材養成機関に、大統領令で定めるところにより教育訓練に必要な支援を行うことができる。
- ④ 第 2 項による専門人材養成機関の指定及び指定取り消し基準など必要な事項は大統領令で定める。

第 29 条(教育・広報)

- ① 政府は、生物多様性の保全のための教育・広報を拡大することで、産業界と国民などが関係する保全活動に自発的に参加し、日常生活において生物多様性の保全を実践できるようにしなければならない。
- ② 政府は、教科用の図書を含む教材の開発や教員研修など、生物多様性の保全に関する学校教育を強化しなければならない。

第 7 章 補則

第 30 条(報告及び検査など)

① 環境部長官は、次の各号のいずれかに該当する者に対し大統領令で定めるところにより関連資料を提出させることができ、関係公務員を該当事業者の事務室・事業場などに入入りさせ、関連書類・施設又はその他の物を検査させ又は関係者に質問させることができる。

1.第 11 条第 2 項により搬出承認対象の生物資源の国外搬出承認を受けた者

2.第 22 条第 1 項により危害憂慮種の輸入又は搬入の承認を受けた者

3.第 24 条第 1 項ただし書きにより生態系攪乱生物についての輸入などの許可を受けた者

② 第 1 項により出入り・検査を行う権限を有する公務員は、その権限を表示する証票を身につけ、関係者の要求があるときは提示しなければならない。

③ 第 2 項による証票に関する事項は、環境部令で定める。

第 31 条(国庫の補助)

国は、予算の範囲で次の各号に該当する事業を実施する地方自治体又は関連団体に、その費用の全部又は一部を補助することができる。

1.生物多様性管理契約の履行

2.生態系攪乱生物の管理に関する事業

3.生物多様性と生物資源に関連する研究事業、技術開発の促進及び共同研究の支援事業

4.専門人材の養成事業及び教育・広報事業

5.その他の生物多様性の保全のための事業

第 32 条(聴聞)

環境部長官は、次の各号のいずれかに該当する処分を行おうとする場合は、聴聞をしなければならない。

- 1.第 12 条第 1 項による搬出承認対象の生物資源の国外搬出承認の取消し
- 2.第 25 条第 1 項による生態系攪乱生物の輸入など許可の取消し

第 33 条(権限の委任及び委託)

- ① この法による環境部長官と関係中央行政機関の長の権限は、大統領令で定めるところにより、その一部を所属機関の長又は市長・道知事に委任することができる。
- ② 環境部長官と関係中央行政機関の長は、この法による業務の一部を、大統領令で定めるところにより関係専門機関などに委託することができる。

第 34 条(罰則適用時の公務員の擬制)

第 33 条第 2 項により委託された業務に従事する関係専門機関などの役職員は、「刑法」第 129 条から第 132 条までの規定を適用するときは、公務員とみなす。

第 8 章 罰則

第 35 条(罰則)

次の各号のいずれかに該当する者は、2 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金に処する。

- 1.第 11 条第 2 項に違反し、承認を受けずに搬出承認対象の生物資源を搬出

した者

2.第22条第1項に違反し、承認を受けずに危害憂慮種を輸入又は搬入した者

3.第24条第1項に違反し、生態系攪乱生物の輸入などをした者

第36条(没収)

次の各号のいずれかに該当する生物種は没収する。

1.第22条第1項に違反し、承認を受けずに輸入・搬入された危害憂慮種

2.第24条第1項に違反して輸入などがなされ、第25条第1項により許可が取り消された生態系攪乱生物

第37条(両罰規定)

法人の代表者、法人又は個人の代理人、使用人、その他の従業員が、その法人又は個人の業務に関して第35条の違反行為を行うと、その行為者を罰する以外に、その法人又は個人にも該当する各条文の罰金刑を科する。ただし、法人又は個人がその違反行為を防止するために当該業務に関して相当な注意と監督を怠らなかつた場合は、その限りではない。

第38条(過料)

① 次の各号のいずれかに該当する者には、200万ウォン以下の過料を賦課する。

1.第13条第1項に違反し、届け出をしなかつた者

2.第30条第1項による関係公務員の出入り・検査・質問を拒否・妨害又は忌避した者

② 第1項による過料は、大統領令で定めるところにより環境部長官が賦課・徴収する。